

随意契約理由

令和5年(2023年)8月18日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「TOYONAKA ART BRIDGE 2023 秋」実施業務
契約内容	東西軸活性化事業「TOYONAKA ART BRIDGE 2023 秋」における全体監修、及びイベント企画・実施、それに伴う作品制作、及び広報物の作成
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)8月18日 令和5年(2023年)9月1日から令和5年(2023年)11月30日
契約の相手方 (所在地・名称)	アートプロジェクト気流部 代表 森野 晋次 (京都市西京区大枝北杵掛町 5-18-2)
契約金額	1,210,000 円 (消費税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号第 2 号に該当)</p> <p>当該業務は、「東西軸活性化事業」においてアートイベントを実施するもの。</p> <p>同氏は、令和4年度に策定した「東西軸活性化アクションプラン」において、リーディングプロジェクトの1つである TOYONAKA ART BRIDGE のデザイン及び事業内容の検討に関わり、TOYONAKA ART BRIDGE の視覚的イメージやブランドロゴの作成などを行った。</p> <p>このことから、同氏は「東西軸活性化アクションプラン」の策定に深くかかわり、東西軸エリアの特徴や資源を理解するとともに、TOYONAKA ART BRIDGE の展開・実施に関して継続性・関連性を持たせることができるため、当該業務を円滑に実施できるとともに今後の展開に期待ができる。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行うもの。</p>